金ケ崎町農業委員会議事録

平成 31 年 4 月 22 日午後 1 時 30 分から平成 31 年第 4 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 12 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 8 番委員	菊　地　重　治
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 9 番委員	千　　葉　　実
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 5 番委員	松　本　義　文	第 11 番委員	那 須　　正 昭
第 6 番委員	千　田　眞　一	第 12 番委員	菊　地　成　壽

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法適用外証明願の審査について
議案第４号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から平成 31 年第 4 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13 時 30 分

議　　長　　只今の出席委員は、12 名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたします。

議　　長　　日程第１、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には 10 番小野まり子委員、11 番那須正昭委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事　務　局　長　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第 4、報告第 1 号　農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事　　務　　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第 1 号を終わります。

議　　長　　日程第 5、報告第 2 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事　　務　　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第 2 号を終わります。

議　　長　　日程第 6、議案第 1 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事　　務　　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第５番委員　5番松本です。番号2番の案件について、譲渡人の名前が2人記載されていますが、どのようなものでしょうか。

事務局　該当案件はもともと[redacted]さんと[redacted]さんが2分の1ずつ所有している共有名義の土地です。[redacted]さんが所有する農地を[redacted]さんへ所有権移転とする案件です。

議長　そのほか、質疑ございませんか。

第７番委員　7番名和です。番号4番の案件について、借受人の[redacted]は、現在の経営面積が0a、今回申請面積が728㎡となっています。昨年度の委員会で許可要件を10aとしたところですが、そちらを満たしておりませんが、いかがでしょうか。

事務局　[redacted]は[redacted]の子会社として、昨年度も2回ほど議案に載っておりますが、すでに借り受けている農地、町外に取得している農地が議案の経営面積に反映されておりませんでした。申し訳ございません。しかし、農業委員会事務局で審査した書類において農地面積を把握しており、すでに10aを満たしております。

議長　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。

議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について許可に賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議長　挙手全員であります。よって当案件は許可することに決定しました。

議長　日程第7、議案第2号　農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議長　説明が終わりました。

続いて現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について8番菊地重治委員より報告願います。

第８番委員　8番菊地です。4月16日午前に、西部地区の農地最適化推進委員の渡辺悟委員、小関良則委員、菊地達夫委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。施工者である[redacted]が携帯電話基地局建設のための作業及び資材置き場の用地として、所有者の[redacted]さんから畑を使用貸借により借り受けし、一時転用しようとするものです。期間は約6か月で、畑の1,018㎡のうち351.59㎡を残土・資材置き場、作業スペースとして必要最小限の面積で一時的に利用する計画となっております。また、工事完了後は速やかに原状の農地へ復元する計画書が提出されていることから、一時転用は許可相当であると判断しているところであります。

以上で現地報告を終わります。

議長　ありがとうございました。続きまして、番号2番の案件について9番千葉実委員より報告願います。

第９番委員　9番千葉です。4月16日午前9時から、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員、千葉誠委員、事務局の及川係長と現地確認に

行ってきました。譲受人である[redacted]が宅地造成のため、農地所有者の[redacted]さんから、保健福祉センター北側にある田を売買により所有権移転しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については全額融資を受ける計画で融資申込受付証明書により確認しております。申請地の隣接地に農地はなく、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。以上のとおり許可基準を満たしていることから農地転用は許可相当であると判断いたしました。

議　　長　説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　日程第８、議案第３号　農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。

続いて現地調査の報告を求めます。番号１番及び２番の案件について10番小野まり子委員より報告願います。

第１０番委員　10番小野です。４月16日午後に三ケ尻地区の農地利用最適化推進委員の小関義則委員、千葉謙次委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。番号１番は[redacted]さんの所有する田ですが、現状は雑種地となっておりました。今回の申請に至った経緯ですが、昭和63年７月に稲わら置き場として転用許可を受け、家業の畳製造用わら置き場として一時的に使用していましたが、現在は使用していない状況です。今回土地の売却を考え調査していたところ、地目変更がされていないことが判明しました。農地法適用外証明願の手続きがなされています。現地を確認したところ、申請のとおり現在は土盛りがされ、雑種地となっており農地に復元することは困難であると認められます。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は相当であると判断いたしました。

続きまして、番号２番は[redacted]さんの所有する田ですが、現状は雑種地となっておりました。今回の申請に至った経緯ですが、昭和63年７月に自己住宅建設用地として転用許可を受けましたが、現住所にマンションを取得したことから、土盛りをした状態で手つかずの状態となったものです。今回番号１番の案件と同様に土地の売却を考え調査していたところ、地目変更がされていないことが判明しました。農地法適用外証明願の手続きがなされています。現地を確認したところ、申請

のとおり現在は土盛りがされ、雑種地となっており農地に復元することは困難であると認められます。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は相当であると判断いたしました。
以上で現地報告を終わります。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。
議案第 3 号　農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。
―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって本案は、証明することに決定しました。

議　　長　日程第 9、議案第 4 号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。
ここで、番号 22 番の案件について、7 番名和和弘委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので、退席を命じます。
これより番号 22 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。
番号 22 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
―――挙手全員―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は原案のとおり決定いたしました。
7 番名和和弘委員の入室を許します。 7 番名和和弘委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 4 号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 5 番 委 員　5 番松本です。番号 5 番と 6 番の案件について、期間の終期が平成 35 年 3 月 31 日となっていますが、田として利用するのであれば 11 月や 12 月末日としたほうが良いのではないでしょうか。

事　務　局　窓口に申請に来られた際にはすでにこの期間が記載されておりましたので、そのまま受理いたしました。今後相談等があった場合は実際の農作業に合わせた期間で受付対応したいと思います。また、終期間近の方へ通知を出している関係から、事務局としてもなるべく同じ時期に終期を設定していただくことで、事務処理の効率化へつなげたいと思います。しかし、ご本人同士で行う契約のため、ご説明をし、ご理解をいただきながら進めていければと考えます。

第 1 番 委 員　1 番高橋です。番号 1 番の案件について、以前より問題になってい

る土地ですが、[redacted]の方で現在82a所有の方が、金ケ崎の40,000a近い農地を一度に所有権移転を受けるのはどうなのでしょうか。

事　務　局　農業公社を通じ3年借入し、4年目で買い取るという取り決めの農地です。もともと借りていた方が買い取り不能になり、急遽農業公社から[redacted]さんへ売却することになったものです。農業公社との契約及び利用集積計画申請の際に、[redacted]さんが来られましたので、農作業のほうは計画的に進めていただけるものと思います。

議　　長　そのほか質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。

議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　日程第10、議案第5号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局、説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑、討論を打ち切り採決いたします。

議案第5号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　これで、本日の日程は全部終了いたしました。平成31年第4回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　14時30分